

2010年11月26日

北海道知事

高橋 はるみ 様

(社) 北海道自然保護協会

会長 佐藤 謙

銭函風力開発事業に関する質問・意見書(追加)

私たちは、去る10月23日、標記事業に関する質問・意見書を貴職宛てに提出し、早急に明解な回答をお願いいたしました。現在、まだご回答をいただいておりませんが、一昨日（11月24日）に、標記事業に関して北海道環境生活部と意見交換を行う機会がありました。その際、以下の二点に関してさらに意見を述べるべきと判断しましたので、前回の質問・意見書に意見を追加させていただきます。貴職におかれましては、今回の追加意見を合わせて、早急に、明解なご回答を願いたく、宜しくお願い申し上げます。

追加意見1. 北海道自然環境保全指針は、北海道知事自ら重視すべき指針である

私たちの10月23日の質問・意見書では、石狩海岸の自然が北海道自然環境保全指針において「すぐれた自然地域」に取り上げられているので、貴職にはこれを保全する義務があることを指摘し、標記の銭函風力開発事業によってそれが著しく破壊されることについて、貴職の見解を求めました。

11月24日の意見交換の際、道議会において貴職が「すぐれた自然地域の価値は認めるものの指針には法的な拘束力がない」旨の答弁をされたことをお聞きしました。これと同じ主旨の発言は、環境局長および自然環境課長の説明にもありました。

しかしながら、北海道自然環境保全指針における目的と性格に関する部分を引用しますと（4頁）、「この指針の内容は、法律や条令等に基づく地域指定や基準とは異なり、法的な拘束力を有したり規制を伴うものではなく、本道の自然の適切な保護と節度ある利用について、道民、事業者、行政機関等が、それぞれの立場において自ら配慮するための道しるべとしての性格を有するものである。」と記されております。

自然環境保全指針の以上の記述は、「法的拘束力がないから、指針に従わなくとも良い、あるいはすぐれた自然地域を保全しなくても良い」という解釈はできないと考えております。むしろ、北海道という行政機関の長である知事は、自ら作成した本道の貴重な自然の保護と利用に関する指針について「自ら配慮するための道しるべ」とすべきことが記されています。

そもそも「指針」は、物事を進める上での基本的な考え方を示すものであり、「道しるべ」とは行き先の手引きを示すものです。したがって、指針において、石狩海岸がすぐれた自然地域とされたことは、石狩海岸の自然環境を保全するため具体的な手立てを講ずるという意味と判断されます。

ところで、北海道が自ら定めてきた「すぐれた自然地域」は、決して数が多いとは言えません。なぜならば、生物多様性保全が国内、国際的にだけではなく、道内でも大きな課題となっており、減少・絶滅する野生生物が急増し、保護地域においてさえ自然の劣化が認められる現状があるからです。こうした状況下で、北海道は先駆けて「北

「北海道生物多様性保全計画」を定めておりますが、その中で北海道自ら定めてきた「自然環境保全指針」が、生物多様性保全に関する北海道の取り組みの基礎となっている経緯が明記されております。そのような指針による「すぐれた自然地域」を配慮せずに破壊する行為は、今回が最初の悪例となりますので、北海道の生物多様性保全・自然環境保全において波及する悪影響は計り知れないと判断され、決して許されることではありません。

追加意見2. 北海道生物多様性保全計画の実効ある遂行が必要である

私たちは、11月24日の意見交換において、許認可を行う建設部を含む意見交換会を要請しておりましたが、環境生活部とだけの意見交換会に終わりました。その中で、風力開発事業は「各部認可」であり環境生活部は直接には関係しない旨の回答がありました。したがって許認可を行う部局との意見交換は、近いうちに別の機会を求める次第です。

さて、現時点では、「各部認可」について、北海道が今年（平成22年）7月、全国の中でもいち早く定めた、生物多様性国家戦略の地方版「北海道生物多様性保全計画」の観点から大きな問題になることを強く指摘します。

北海道生物多様性保全計画では、何故、今まで生物多様性が保全されず、野生生物の減少・絶滅が続いてきたのか、その諸原因について明らかにし、それらに対する実効ある対策が書かれております。その中で、4計画の推進の(1)推進体制（37頁）に記述された、以下の内容が重要な観点になります。

すなわち、「本計画を効果的、効率的に推進するためには、北海道全体ならびにそれぞれの地域において横断的な連絡協議が必要です。このことから道は、府内各部で組織する「北海道環境政策推進会議」などを通じ、各部局と連携して総合的な調整を図るなど、生物多様性保全に関わる施策を広く推進します。また、「環境道民会議」などの活用により、生物多様性の保全について、道民、事業者等と行政の間の連携を図るとともに、国の関係機関と連携して、既存の各会議などを活用しながら本計画を推進します。」

上記の記述には、生物多様性や自然環境の保全が実効を伴わなかった原因の一つとして、いわば縦割り行政の弊害、各部の連携協議がないことによって生物多様性保全が上手く進行してこなかった欠陥が道民から指摘されたことが背景にあります。そのため、上記に示された「府内における横断的な連絡協議」、「北海道環境政策推進会議などを通じた総合的な調整」、「道民と行政の間の連携」などは、北海道の生物多様性保全のために極めて重要な推進体制であると判断されます。

上記の観点から、今回の意見交換の前に、府内の調整がなされていなかったことは極めて残念な状況であると言え、しかも「北海道生物多様性保全計画」にまったく魂を入れないでしまったことになります。

そのため、銭函風力開発事業が「すぐれた自然地域」を破壊することについて、「府内における横断的な連絡協議」や「北海道環境政策推進会議などを通じた総合的な調整」を図り、それと同時に「道民と行政の連携」を図ることが重要視されます。貴職には、今後のご回答に合わせて、これらの実行を切に願う次第です。

以上